

東浦町災害見舞金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を受けた町民に対する災害見舞金及び弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害が生ずることをいう。

(2) 町民

災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害見舞金等の支給方法)

第3条 災害見舞金等は、被災者又はその遺族の請求(別記様式)により支給する。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母をいう。

3 第1項に規定する請求をするときは、被災したことを証明する書類及び請求者が遺族である場合にあっては遺族であることを証明する書類を添えるものとする。

(災害見舞金等の請求期間)

第4条 災害見舞金等の請求期間は、災害を受けた日から起算して1年とする。

(支給要件、災害見舞金等の額及び支給対象者)

第5条 支給要件、災害見舞金等の額及び支給対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

支給要件	災害見舞金等の額	支給対象者
自己の居住する住宅が全壊又は全焼したとき	50,000円	当該被災世帯の世帯主
自己の居住する住宅が半壊又は半焼したとき	30,000円	当該被災世帯の世帯主
自己の居住する住宅が床上浸水したとき	30,000円	当該被災世帯の世帯主
30日以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき	一名につき 10,000円	当該被災者
災害により死亡又は死亡と推定されるとき	一名につき 50,000円	当該被災者の遺族の代表者

(支給の制限)

第6条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しないものとする。

- (1) 東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年東浦町条例第13号）による災害弔慰金等、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金その他災害に係る給付金が支給される時。
- (2) 災害が被災者の故意又は重大な過失により生じたものである時。
- (3) 災害が第三者の行為によるものであって、賠償を受けることができるものである時。
- (4) 死亡又は死亡と推定される場合で当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金が支給される時。
- (5) その他町長が支給することが不適当と認めるとき。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、町長が必要と認める場合は、別に災害見舞金等を支給することができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、同日以後の災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、同日以後の災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行し、同月11日以後の災害から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行し、同日以後の災害から適用する。

東浦町災害見舞金等請求書

年 月 日

東浦町長

住所 _____

氏名 _____

東浦町災害見舞金等支給要綱第3条第1項の規定により請求します。

1 請求事由

2 請求金額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名	支店名	種 別	口座名義
		普・当	